

台湾經濟部智慧財産局(TIPO)と日本国特許庁(JPO)との間の特許審査ハイウェイプログラムに関する台湾經濟部智慧財産局への申請手続(仮訳)

2020年5月1日修正施行

特許審査ハイウェイ(PPH)MOTTAINAI プログラムは、先行庁(OEE)、JPO において特許可能と判断された請求項がある出願につき、出願人からの申請に従い簡単な手続きで、後続庁(OLE)、TIPO で PPH に基づく加速審査を受けることを可能とするものです。

台湾經濟部智慧財産局(TIPO)と日本国特許庁(JPO)との間の PPH プログラムは 2020 年 5 月 1 日から本格実施します。

1. PPHに基づくTIPOへの加速審査の申請

出願人は、必要事項を記入した「TIPO-JPO の PPH プログラムに基づく加速審査申請」の申請様式に関連書類を添付して提出して、TIPO に PPH に基づく加速審査の申請をしなければなりません。PPH に基づく加速審査の申請要件は第 2 項に記載されています。関連書類及び TIPO における PPH プログラムに基づく加速審査の手続きは第 3~4 項に記載されています。PPH 申請様式は TIPO のウェブサイト¹で入手できます。

2. TIPOにおけるPPHプログラムに基づく加速審査の申請要件

TIPO における PPH プログラムの加速審査の申請要件は下記の 4 項目です。

(a) PPHを申請する台湾出願および対応する日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、PPHを申請する台湾出願は、以下の条件のうち一つを満足しなければなりません。

- (i) 日本出願に基づいて台湾特許法第 28 条に基づく有効な優先権を主張している出願である(別紙1の図 A、B、C、D 参照)、又は
- (ii) 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて台湾特許法第 28 条に基づく有効な優先権を主張している出願であること(別紙1の図 E、F を参照)。
- (iii) 日本出願に基づいて正当な日本国内法に基づく優先権主張の基礎となっている出願(別紙1の図 G、H、I を参照)
- (iv) 日本出願と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙1の図 J、K を参照)

本プログラムは実用新案出願及び意匠出願には適用されません。

b) 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断さ

¹ <https://topic.tipo.gov.tw/patents-tw/cp-721-870867-dfb82-101.html>

れた」こととなります。

オフィスアクションは、下記を含みます。

- (a) 特許査定
- (b) 拒絶理由通知書
- (c) 拒絶査定
- (d) 審決

たとえば、下記の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能と明示されたとします。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項()に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

- c) PPHに基づく加速審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。**

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。例えば、日本出願の請求項において、明細書(及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。可能であれば、その請求項は従属形式で記載されるべきです。

JPOで特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、JPOにおける請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、TIPOにおいて、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

- d) 当該出願について実体審査の開始の通知を受けており、TIPOが最初の審査報告書を出していないこと**

3. PPHプログラムに基づく加速審査についての提出書類

次の(a)~(d)の書類を「PPHプログラムに基づく加速審査申請」に添付して提出する必要があります。申請様式は別紙2にあります。

- a) 対応する日本出願に対してJPOから出されたすべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文**

翻訳文の言語として中国語又は英語が利用可能です。JPOのオフィスアクションがJPOのドシエアクセスシステム(AIPN又はJ-platpatのワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会)により提供されている場合には、TIPOの審査官はAIPNを通じてオフィスアクション及びその機械翻訳文をJPOのドシエアクセスシステムを通じて入手可能なので、出願人はオフィスアクションの写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。TIPOの審査官がJPOのドシエアクセスシステム

によりオフィスアクションを得ることができない場合、又は、不十分な翻訳により審査官が翻訳されたオフィスアクションの概要を理解できない場合には、出願人は必要書類を提供するよう通知され要請されます。

b) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文の言語として中国語又は英語が利用可能です。JPOの請求項がJPOのドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、TIPOの審査官はAIPNを通じてオフィスアクション及びその機械翻訳文JPOのドシエアクセスシステムをを通じて入手可能なので、出願人は請求項の写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。TIPOの審査官がJPOのドシエアクセスシステムにより請求項を得ることができない場合、又は、不十分な翻訳により審査官が翻訳された請求項の概要を理解できない場合には、出願人は必要書類を提供するよう通知され要請されます。

c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常、TIPOが有しているため提出を省略できます。ただし、TIPOが特許文献を所有していない場合は、審査官の求めに応じて当該特許文献を提出する必要があります。また、引用文献が非特許文献の場合は出願人は提出しなければなりません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

d) 請求項対応表

出願人は、PPHプログラムに基づく加速審査を申請する当該台湾出願の請求項が、対応する日本出願で特許可能と判断された請求項と十分に対応していることを示す請求項対応表を提出しなければなりません。

請求項がJPOによって特許可能と判断された1以上の請求項と十分に対応していないものの、日本出願における特許可能な請求項に十分に対応するように請求項を補正したい場合は、出願人はPPHプログラムに基づく加速審査の申請と同時に、要件に完全に従うように請求項を補正しなければなりません。

請求項対応表は別紙3にあります。

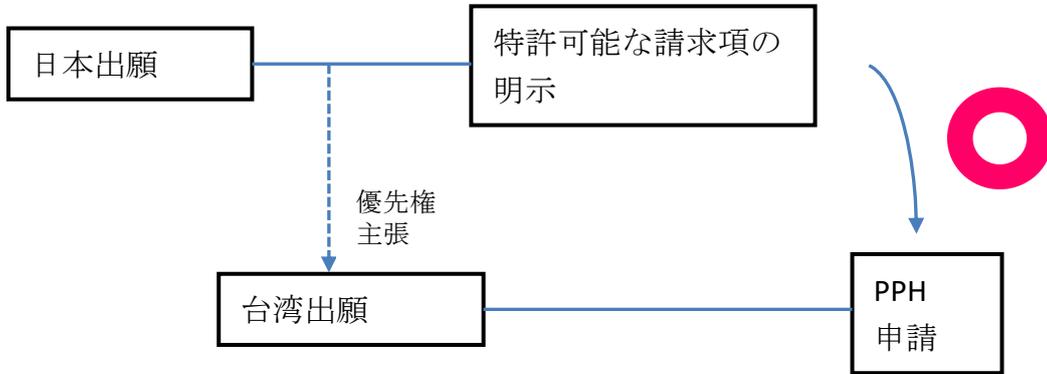
4. TIPO における PPH プログラムに基づく加速審査の手続き

出願人は TIPO における PPH プログラムに基づき加速審査を申請する様式を提出します。要件が満たされていれば、TIPOは加速審査を行います。PPHプログラムへの参加に出願が適格でない場合は、出願人はその結果通知を受け、申請を完全にするための機会を与られません。完全でないならば、出願人は通知を受け、出願は通常の順番におかれます。

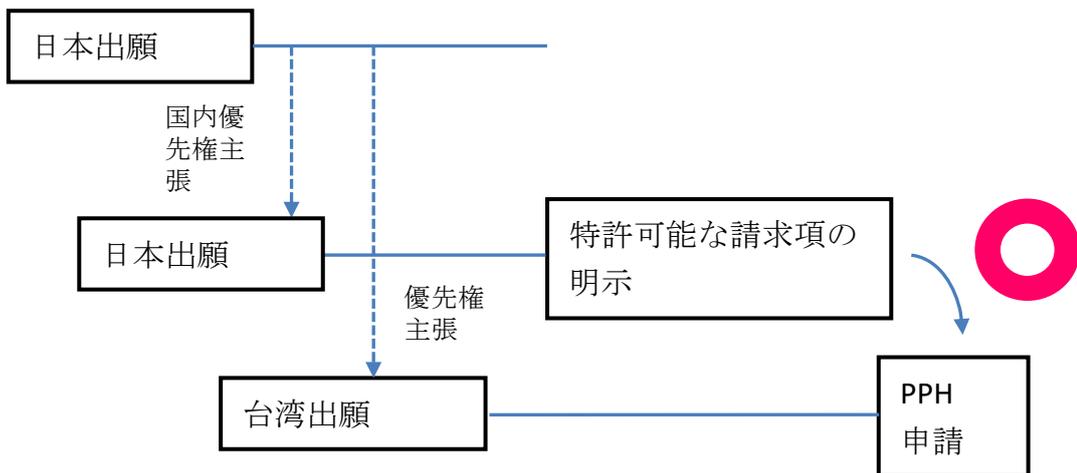
PPH プログラムに基づく加速審査の申請中または申請後に補正を行う際、出願人は「PPH プログラムに基づく補正申請書」(別紙4)を使用しなくてはなりません。他の関連書類も、TIPOからの迅速かつ的確な処理を受けるために PPH 申請との関連について明示しなければなりません。

別紙 1

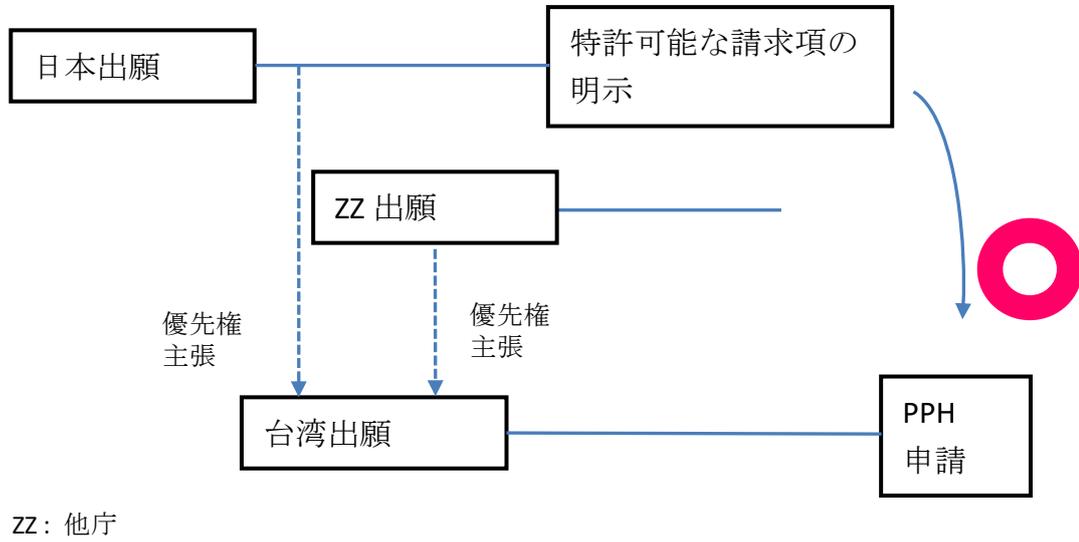
A. 要件(a)(i)を満たす例



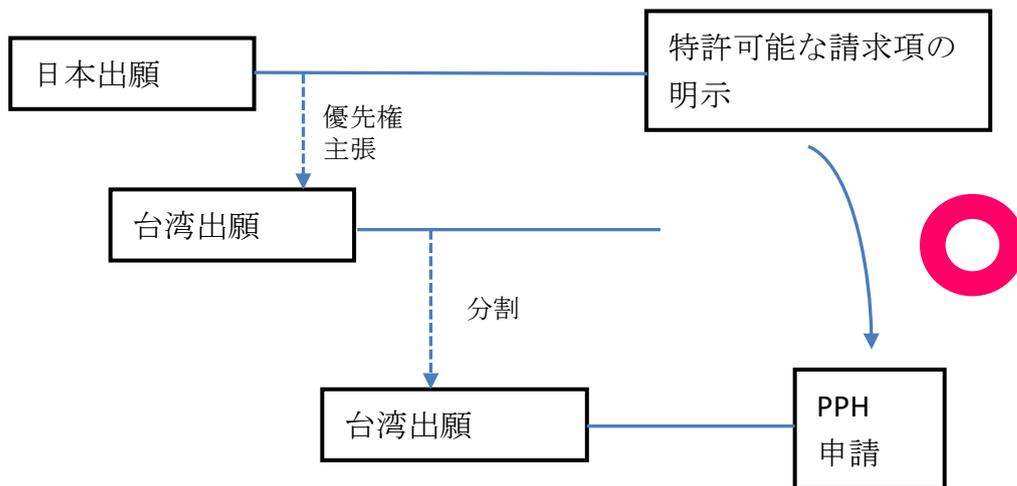
B. 要件(a)(i) を満たす例



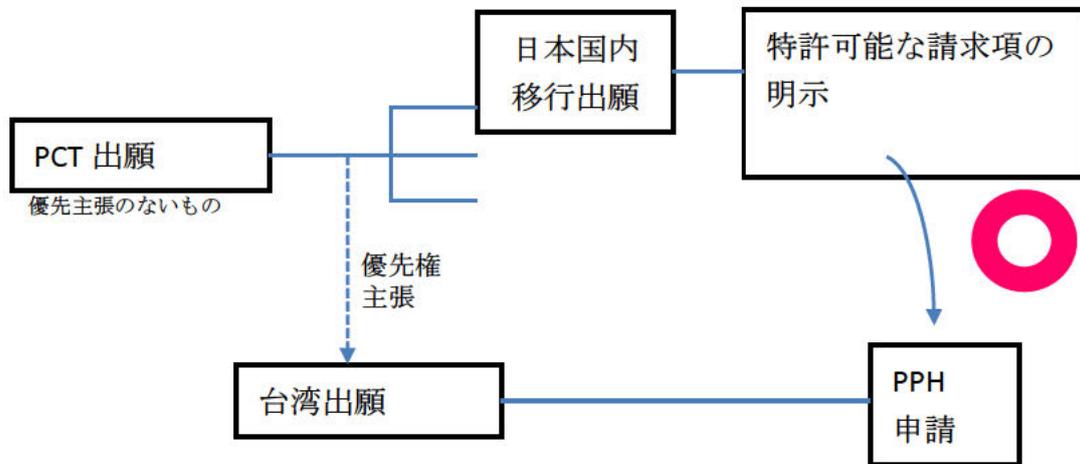
C. 要件(a)(i) を満たす例



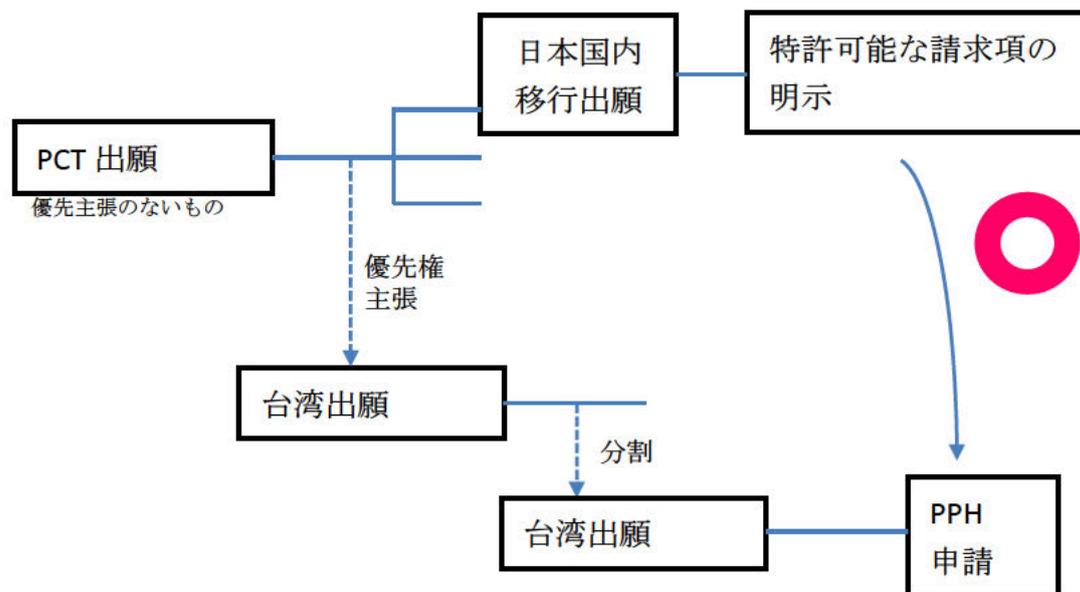
D. 要件(a)(i) を満たす例



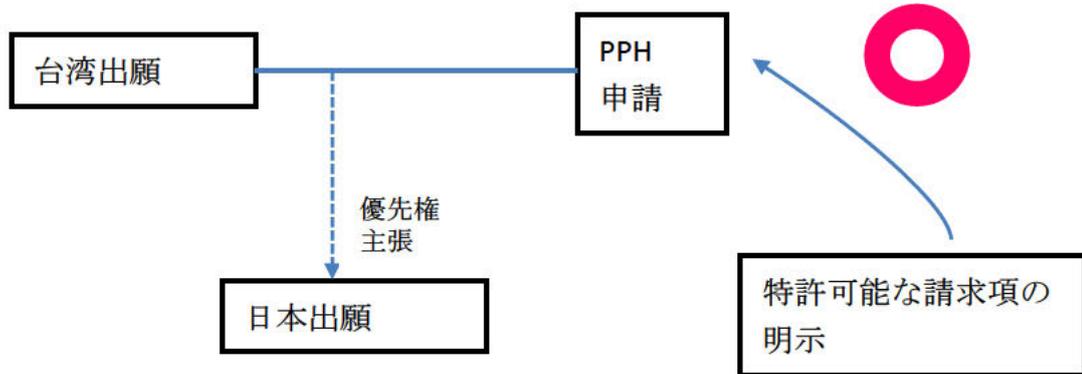
E. 要件(a)(ii) を満たす例



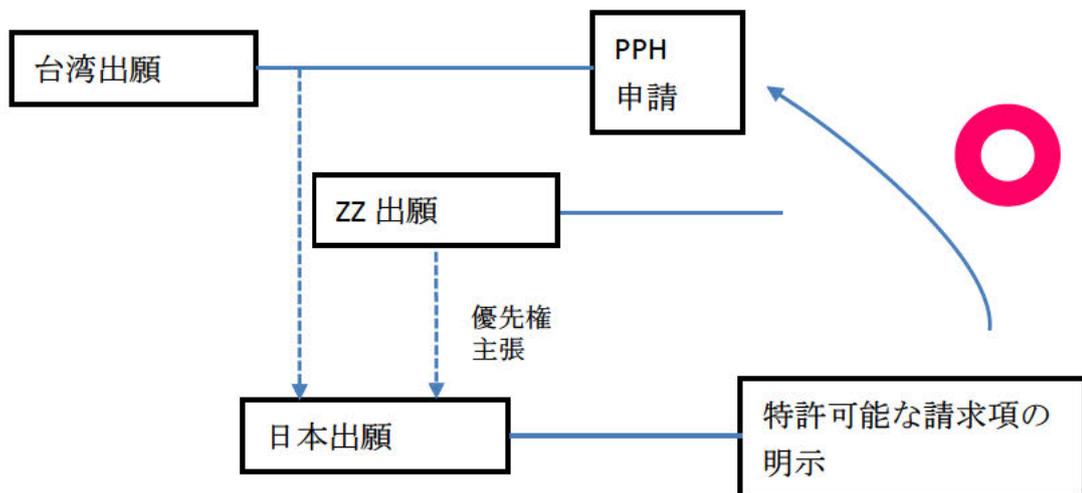
F. 要件(a)(ii) を満たす分割出願の例



G. 要件(a)(iii) を満たす分割出願の例

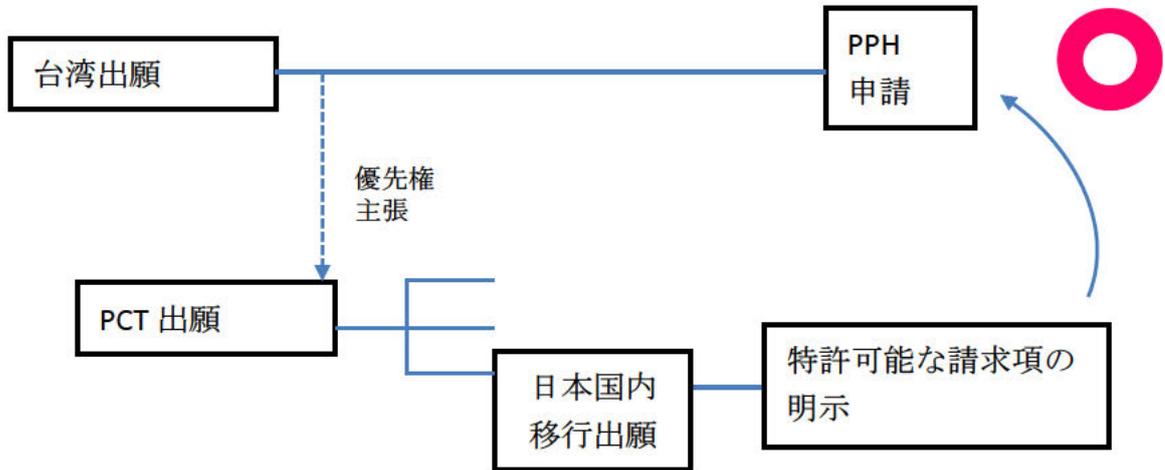


H. 要件(a)(iii) を満たす分割出願の例

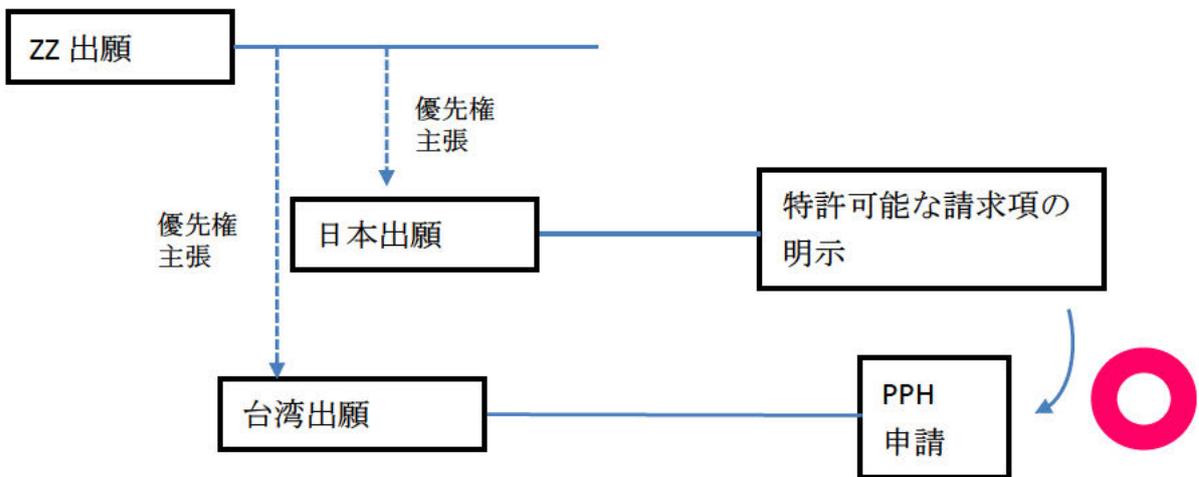


ZZ: 他庁

I. 要件(a)(iii) を満たす例

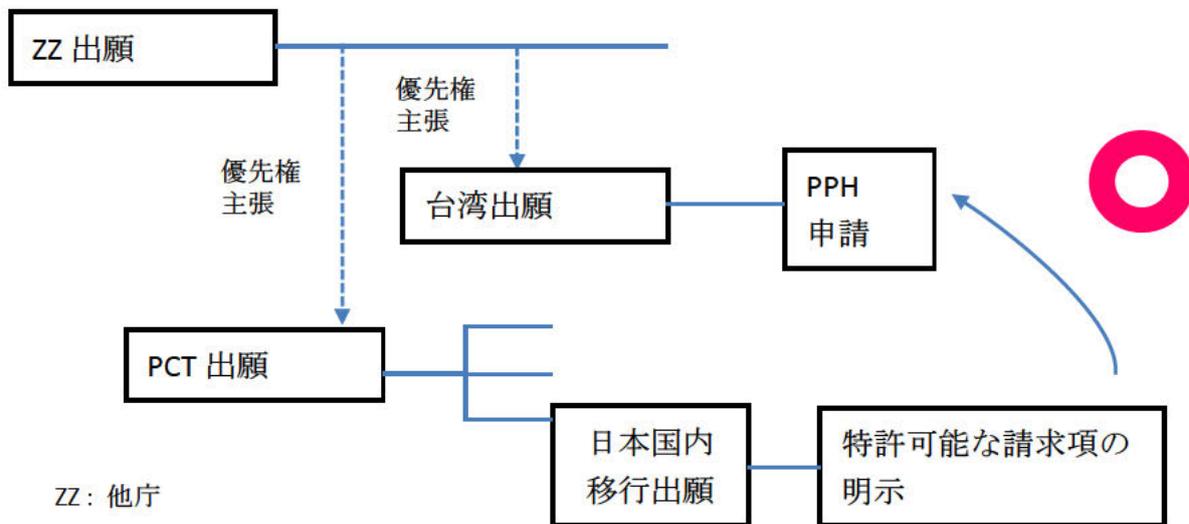


J. 要件(a)(iv) を満たす分割出願の例



ZZ: 他庁

K. 要件(a)(iv) を満たす分割出願の例



發明專利 PPH 審查申請書

PPH 審查申請書

申請案號： 出願番号

※案 由： 24714

一併申請 PPH 修正 一併申請誤譯訂正

PPH 審查申請/誤譯訂正を同時に申請する場合は、チェックを入れる

一、發明名稱： 發明の名称

二、申請人：(共 人) 特許出願人

國 籍： 中華民國 大陸地區 (大陸、 香港、 澳門)
国籍 台湾 中国大陆 (大陸 香港 マカオ)

外國籍： _____
外国籍

身分種類： 自然人
自然人

法人、公司、機關、學校
法人・企業・団体・学校法人

ID：

姓名： 姓： 漢字の姓
氏名 Last name
(自然人)

名： 漢字の名
First name

(署名又は捺印) (簽章)

名稱： (中文) (法人、企業、団体又は学校法人の漢字表記の名称)
名称

(英文) (法人、企業、団体又は学校法人の英語表記の名称)

(簽章)

(署名又は捺印)

代表人： (中文) (漢字表記の代表者氏名)
代表者

(英文) (英語表記の代表者氏名)

(簽章)

(署名又は捺印)

地址： (中文) (漢字表記の住所又は居所)
住所

(英文) (英語表記の住所又は居所)

聯絡電話及分機：

電話番号及び内線番号

◎代理人： 代理人

ID：

姓名：
氏名

證書字號：
識別番号

地址：
住所又は居所

聯絡電話及分機：
電話番号及び内線番号

(簽章)
(署名又は捺印)

三、對應之美國日本西班牙韓國波蘭
加拿大申請案：

申請案： 対応出願は US JP ES KRPLCA 出願

【格式請依：申請案號、公開編號、公告編號 順序註記，惟如尚未取得公開編號或公告編號者，得不註記】

1. 【対応出願の出願番号 / 公開番号 / 特許番号】

四、附送書件: 付属書類

個人情報保護法に係る注意事項:

請願者/出願人は、個人情報盗難の一因となり得る個人情報を特許関連文書に含めないよう、慎重な取り扱いが求められている。特許登録申請は、公文書の作成に他ならないことを念頭に置くこと。よって、明細書、特許請求範囲、図面、裏付資料、補足資料等に個人情報を入れるべきではない。これらの情報を、直接間接を問わず、不特定多数の人が閲覧する可能性がある。

1、所有審査意見書影本(含中譯本或英譯本)。

対応出願に対する(特許性の実体審査に係る)全てのオフィスアクションの写し(及びその翻訳文)が添付されている、又はドシエ情報から参照可能な場合は、チェックを入れる。

1-1 審査意見書請經由 USPTO Public PAIR 系統取得(台美 PPH)。

TIPOがUSPTO Public PAIRから特許関連文書入手可能な場合は、チェックを入れる (TIPO-USPTO PPHプログラム)

1-2 審査意見書及英譯本請經由 JPO 檔卷歷程系統(AIPN 或 OPD)取得(台日 PPH)。

TIPOがJPOのドシエアクセスシステム(AIPN又はJ-platpatのワン・ポータル・ドシエ (OPD) 照会)から特許関連文書入手可能な場合はチェックを入れる (TIPO-JPO PPHプログラム)

1-3 審査意見書請經由 SPTO Expedientes Digitalizados 系統取得(台西 PPH)。

(勾选此項時，仍應檢附審查意見書之翻譯本)

TIPOがSPTOのExpedientes Digitalizados システムから特許関連文書入手可能な場合は、チェックを入れる。(この場合も、翻訳文の添付が必須) (TIPO-SPTO PPHプログラム)

1-4 審査意見書及英譯本請經由 KIPO K-PION 系統取得(台韓 PPH)。
TIPOがKIPOのK-PIONシステムから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる。(TIPO-KIPO PPHプログラム)

1-5 審査意見書請經由 PPO Publication Server 系統取得(台波 PPH)。(勾選此項時，仍應檢附審査意見書之翻譯本)
TIPOがPPOの公報提供システムから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる。(この場合も、翻訳文の添付が必須) (TIPO-PPO PPHプログラム)

1-6 審査意見書請經由 CIPO Canadian Patents Database 系統取得(台加 PPH)。
TIPOがCIPOの特許データベースから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる。(TIPO-CIPO PPHプログラム)

文件名稱	書類名	日期	日付

2、審査達到可核准之申請專利範圍影本(含中譯本或英譯本)。
許可できる/特許性があると判断された請求項の写し(及びその翻訳文)が添付されている、又はそれをドシエ情報システムから入手可能な場合はチェックを入れる。

2-1 申請專利範圍請經由 USPTO Public PAIR 系統取得(台美 PPH)
TIPOがUSPTOのPublic PAIRから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる (TIPO-USPTO PPHプログラム)

2-2 申請專利範圍及英譯本請經由 JPO 檔卷歷程系統(AIPN 或 OPD)取得取得(台日 PPH)。
TIPOがJPOのドシエアクセスシステム(AIPN又はJ-platpatのワン・ポータル・ドシエ (OPD) 照会)から特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる (TIPO-JPO PPHプログラム)

2-3 申請專利範圍請經由 SPTO Expedientes Digitalizados 系統取得(台西 PPH)。(勾選此項時，仍應檢附申請專利範圍之翻譯本)
TIPOがSPTOのExpedients Digitalizados システムから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる。(この場合も、翻訳文の添付が必須) (TIPO-SPTO PPHプログラム)

2-4 申請專利範圍及英譯本請經由 KIPO K-PION 系統取得(台韓 PPH)。
TIPOがKIPOのK-PIONシステムから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる (TIPO-KIPO PPHプログラム)

2-5 申請專利範圍請經由 PPO Publication Server 系統取得(台波 PPH)。
(勾選此項時，仍應檢附申請專利範圍之翻譯本)
 TIPOがPPOの公報提供システムから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる。(この場合も、翻訳文の添付が必須) (TIPO-PPO PPHプログラム)

2-6 申請專利範圍請經由 CIPO Canadian Patents Database 系統取得(台加 PPH)
TIPOがCIPOの特許データベースから特許関連文書を入手可能な場合はチェックを入れる。(TIPO-CIPO PPHプログラム)

文件名稱	書類名	日期	日付

- 3、引用作為專利准、駁判斷依據之引證文獻。
オフィスアクションで引用された文献の写しを添付する場合はチェックを入れる。
(※引證文獻屬專利文獻無需檢送。)
引用文獻が、特許文獻の場合は、チェックを入れる。(提出は原則不要)
- 4、申請專利範圍對應表。
請求項対応表を添付する場合はチェックを入れる。
- 5、其他有利於本局 PPH 審查之文件。(請敘明)
他の裏付資料を添付する場合はチェックを入れる(資料名を記入のこと)
- 6、發明專利 PPH 修正申請書。
PPHプログラムに基づく補正申請書を添付する場合はチェックを入れる。
- 7、專利誤譯訂正申請書。
誤訳訂正申請書を添付する場合はチェックを入れる。

發明專利PPH修正申請書

PPH補正申請書

申請案號： 出願番号

※案 由：24716

依據： 年 月 日 () 智專 字第 號函辦理。

TIPOの通知により補正書を提出する場合は、通知書番号及び日付を記入

一、發明名稱：(中文/英文) 發明の名称：(漢字/英語)

二、申請人：(共 人) 特許出願人

國 籍： 中華民國 大陸地區 (大陸、香港、澳門)

国籍 台湾 中国大陆 (大陸 香港 マカオ)

外國籍： _____

外国籍

身分種類： 自然人

自然人

法人、公司、機關、學校

法人、企業、団体、学校法人

ID：

姓名： 姓： 漢字の姓
氏名 Last name
(自然人) :

名： 漢字の名
First name
:

(署名又は捺印) (簽章)

名稱： (中文) (法人、企業、団体又は学校法人の漢字表記の名称)

名称

(英文) (法人、企業、団体又は学校法人の英語表記の名称)

(簽章)

代表人： (中文) (漢字表記の代表者氏名)

Representative

(英文) (英語表記の代表者氏名)

(署名又は捺印)

(簽章)

地址： (中文) (漢字表記の住所又は居所)

住所又は居所

(英文) (英語表記の住所又は居所)

(署名又は捺印)

聯絡電話及分機：

電話番号及び内線番号

◎代理人： 代理人

ID：

姓名： 姓：
氏名 漢字の姓

名：
漢字の名

(署名)
(署名又は捺印)

證書字號：

識別番号

地址：

住所又は居所

聯絡電話及分機：

電話番号及び内線番号

三、修正事項： 補正内容

補正の項目と理由を確認し、チェックを入れる。さらに説明が必要な場合は、A4用紙に左から右へタイプし、写しを2部用意すること。

説明書修正之頁數、段落編號及行數及修正理由：

補正箇所、及び理由に係る追加ページ番号を確認し、チェックを入れる。

申請專利範圍修正之項號及修正理由：

補正の理由と説明を確認し、チェックを入れる。(2012年1月1日以降の特許出願には特許請求範囲と出願料が適用される)

圖式修正之圖號及修正理由：

図面と説明書を確認し、チェックを入れる。

其他說明事項如附件：

補足資料及び別表などを確認し、チェックを入れる。

四、附送書件： 添付書類

(出願に必要な添付書類に係る記入欄)

個人情報保護法に係る注意事項：

請願者/出願人は、個人情報盗難の一因となり得る個人情報を特許関連文書に含めないよう、慎重な取り扱いが求められている。特許登録申請は、公文書の作成に他ならないことを念頭に置くこと。よって、明細書、特許請求範囲、図面、裏付資料、補足資料等に個人情報を入れるべきではない。これらの情報を、直接間接を問わず、不特定多数の人が閲覧する可能性がある。

1、發明專利 PPH 修正申請書 1 份。

PPH補正申請書を用意したことを確認し、チェックを入れる。

2、發明專利修正部分劃線之說明書或申請專利範圍修正頁 1 份。

明細書又は特許請求範囲の補正箇所に下線を引いた書類を用意したことを確認し、チェックを入れる。

(出願者は補正箇所を明示しなければならない。その際、元の内容を削除する場合は、文字上に取り消し線を引き、追加した箇所には下線を引いて示すこと。下線部の変更点は、いずれも、元の内容と比較する形で示さなければならない。請求項の番号は維持される。再審査手続において追加された請求項には、請求項末尾の続き番号を付すこととする。)

3、發明專利修正後無劃線之說明書或申請專利範圍或圖式替換頁各 1 份

。

差し替え用の下線が引かれていない明細書、請求項、図面を用意したことを確認し、チェックを入れる。

- 4、委任書 1 份。
委任状を添付したことを確認し、チェックを入れる。
- 5、申復書一式 1 份。
応答書を添付したことを確認し、チェックを入れる
- 6、申請專利範圍對應表 1 份。
請求項對應表を添付したことを確認し、チェックを入れる。
- 7、其他：
その他の添付書類があれば、確認し、チェックを入れる。

* 申請專利範圍請求項及規費之說明：

請求項の権利範囲と料金に係る説明

(本欄位僅為 99 年 1 月 1 日起提出之發明專利申請案適用。)

(2010年1月1日以降に申請された發明に係る出願に適用)

- (一) 申請案發給第一次審查意見通知前，提出本次修正申請專利範圍者：
最初の拒絕理由通知が発行されていない場合、実体審査の手数料は補正後の請求項に基づき算出される。

- 本案已提出實體審查申請，本次僅修正請求項，未有新增或刪除請求項之情事，應繳規費不變。
実体審査請求において、補正後の請求項に削除や追加がなければ、料金は変わらない。

- 本案已提出實體審查申請，本次有新增或刪除請求項者：
実体審査請求において、補正後の請求項に削除や追加がある場合；

新增 () 項，刪除 () 項，修正後共計 () 項。

新規追加 () 項目、削除 () 項目、合計 () 項目

本次應 加收或 退還規費共計新台幣 () 元整。

NT \$ _____ 追加 差額返還

- (二) 申請案發給第一次審查意見通知後，提出本次修正申請專利範圍者：

最初の拒絕理由書が発行されている場合、実体審査手数料は、その拒絕理由書が発行される前の新規追加請求項、及び未決の請求項に基づいて算出される。

- 本次僅修正或刪除請求項，未有新增請求項之情事，應繳規費不變。
補正申請において、請求項の補正又は削除のみを行い、追加をしない場合、手数料は変わらない。

- 本次有新增請求項者：

補正により請求項が増える場合：

新增 () 項，修正後共計 () 項。

新規追加 () 項目、補正後 () 項目

本次應加收規費共計新台幣 () 元整。

NT \$ _____ 追加